

協議項目		24-17 都市計画の取扱い		関係項目			
調整方針		1 都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。 2 現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進する。		3 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一する。			
現況							調整理由・課題
1 都市計画に関すること							<p>1【調整理由】 ・都市計画区域の未設定町村があることから、合併時は現行のとおりとし、新市の一体的発展と秩序ある整備を図るため、農業振興施策との整合や土地利用の動向に配慮し、新市において調整を図る必要がある。</p> <p>【課題】 ・都市計画区域や用途地域の見直しは、土地利用の制限や都市計画税の賦課など地域住民への影響が大きく、慎重な検討が求められる。</p> <p>2【調整理由】 ・現在施行中の都市計画事業は、都市の計画的な基盤整備を目的に進められているものであり、引き続き実施する必要がある。</p> <p>3【調整理由】 ・各市町村で相違がある宅地開発指導要綱については、無秩序な宅地開発の防止と安全で快適な住環境整備の観点で新市域全域を同一基準で行うことが好ましいことから、合併時までに調整し新たな要綱を制定する必要がある。</p> <p>【課題】 ・調整にあたっては、各地域の特殊性や要綱制定の経過、地域住民への影響等に配慮する必要がある。</p>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)都市計画区域及び区域区分	当初決定：S.11.5.8 最終変更：S.63.11.1 都市計画区域：全域 (面積 5,159ha) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分：なし	当初決定：S.11.5.9 最終変更：S.50.5.10 都市計画区域：全域 (面積：2,232ha) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分：なし	なし	当初決定：H.9.7.1 最終変更：- 都市計画区域：一部村域 (面積2,165ha) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分：なし	なし	当初決定：S.51.3.15 最終変更：H.11.8.24 都市計画区域：一部地域を除く村内ほぼ全域 (面積 1,650ha) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分：なし	
(2)都市計画地域地区	当初決定：S.31.3.26 最終変更：H.8.5.31 用途地域(面積：986.0ha) 第1種中高層住居専用地域 (151.0ha) 第2種中高層住居専用地域 (25.0ha) 第1種住居地域 (266.0ha) 第2種住居地域 (71.0ha) 準住居地域 (44.0ha) 近隣商業地域 (28.0ha) 商業地域 (71.0ha) 準工業地域 (200.0ha) 工業地域 (110.0ha) 工業専用地域 (20.0ha)	当初決定：S.51.4.1 最終変更：H.8.5.31 用途地域(面積：78.0ha) 第1種中高層住居専用地域 (10.0ha) 第1種住居地域 (28.0ha) 近隣商業地域 (4.0ha) 商業地域 (36.0ha)	なし	なし	なし	なし	
(3)都市計画マスタープラン	平成11年度策定済	未策定	該当なし	平成12年度策定済	該当なし	未策定	
(4)都市計画決定状況(道路及び公園・緑地)	<p>【道路】 路線数 20路線 延長 39.20 km 整備済み延長 12.10 km 整備率 30.9% (H15.4.1現在)</p> <p>【公園、緑地】 街区公園：8カ所、1.69ha 総合公園：1カ所、55.80ha 公園計 57.49ha 都市計画緑地 1カ所 13.5ha (H15.4.1現在)</p>	<p>【道路】 路線数 5路線 延長 4.31 km 整備済み延長 1.00 km 整備率 23.2% (H15.4.1現在)</p> <p>【公園、緑地】 近隣公園：1カ所、1.6ha 地区公園：1カ所、5.0ha 総合公園：1カ所、10.0ha 公園計 16.6ha 風致公園：1カ所、520.0ha (H15.4.1現在)</p>	なし	なし	なし	なし	

協議項目		24-17 都市計画の取扱い		関係項目			調整理由・課題
		現況					
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(5)都市計画事業 (公共下水道事業除く)	東部土地区画整理事業 施行区域面積 37.9ha 事業期間 S47~H17 (補助事業完了) 四ツ角周辺土地区画整理事業 施行区域面積 9.1ha 事業期間 H2~H26 進捗率(建物移転比)32.8% 中村上郷線 都市計画決定 S39.12.18 事業認可 H5~H18 事業概要 L=1290m W=27m	なし	なし	なし	なし	なし	
(6)宅地開発指導	渋川市宅地開発要綱 1,500㎡以上に適用 【渋川市宅地開発連絡調整 会議で審査】 ・受付件数 H11 4 H12 4 H13 3 H14 8	伊香保町土地開発事業等 指導要綱 1,000㎡以上に適用 高さ18㎡以上に適用 ・受付件数 H11 0 H12 0 H13 0	小野上村土地開発事業指 導要綱 2,000㎡以上 ・受付件数 H11 3 H12 1 H13 3 H14 0	子持村土地開発事業指導 要綱 1,000㎡以上に適用 ・受付件数 H11 2 H12 6 H13 1 H14 2	赤城村土地開発事業指導 要綱 1,000㎡以上に適用 ・受付件数 H11 4 H12 5 H13 1 H14 4	北橋村土地開発事業指導 要綱 1,000㎡以上に適用 ・受付件数 H11 5 H12 3 H13 3 H14 4	
<p>【関係法令】</p> <p>都市計画法(抜粋)</p> <p>(都市計画の基本理念)</p> <p>第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。</p> <p>(都市計画区域)</p> <p>第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。</p> <p>2項省略</p> <p>3 都道府県は、前2項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>4~6項省略</p> <p>(都市計画基準)</p> <p>第13条 都市計画区域について定められる都市計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、~略、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従って、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。</p> <p>1~18号省略</p> <p>2 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるように、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない。</p> <p>3~6項省略</p> <p>(都市計画を定める者)</p> <p>第15条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。</p> <p>(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画</p> <p>(2) 区域区分に関する都市計画</p> <p>(3) 都市再開発方針等に関する都市計画</p> <p>4~7号省略</p> <p>2項省略</p> <p>3 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。</p> <p>4項省略</p> <p>(施行者)</p> <p>第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する。</p> <p>2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。</p> <p>3~7項省略</p> <p>(受益者負担金)</p> <p>第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける為に負担させることができる。</p> <p>2~7項省略</p>							

協議項目	24-17 都市計画の取扱い	関係項目		調整理由・課題
現		況		
2 先進地事例				
さいたま市		さぬき市		東かがわ市
都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。各種計画は、合併後速やかに策定する。		<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。 2 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。 3 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。 4 宅地等開発指導要綱については、新市において新たに制定する。 		用途地域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
山 県 市		周 南 市		か ほ く 市
都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。		新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。		<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅マスタープラン、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 2 都市計画区域及び都市計画道路については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 3 都市公園の整備及び維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 4 都市公園の占用許可等については、合併時まで統一する。